

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒 井 正 吾

奈良県規則第四十一号

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県住民基本台帳法施行条例施行規則（平成二十六年十月奈良県規則第二十七号）の一部を次のように改正する。

別表第一条例別表第一第五号の規則で定める事務の項の次に次のように加える。

条例別表第一第六号 の規則で定める事務	奈良県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県若しくは和歌山県内の私立高等学校及び私立中等教育学校の後期課程（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する通信制の課程及び同法第五十八条第一項に規定する専攻科を除く。）又は奈良県内の私立専修学校の高等課程を設置する学校法人が生徒又は学生の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号）第三条第二項第三号に規定する保護者等であつて、奈良県内に住所を有するものをいう。条例別表第一第七号の規則で定める事務の項及び条例別表第二教育委員会の項第二号の規則で定める事務の項において同じ。）に対して実施する授業料軽減事業に係る補助金の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
条例別表第一第七号 の規則で定める事務	私立の高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第二条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。）に在学する生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

条例別表第一第八号 の規則で定める事務	一 高等学校等を退学した後、再び奈良県内の私立の高等学校等で学び直す者に対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 前号の認定を受けた者の保護者等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。条例別表第二教育委員会の項第三号の規則で定める事務の項第二号において同じ。）の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答
条例別表第一第九号 の規則で定める事務	奈良県内の私立の小学校、中学校等に在学する児童又は生徒の保護者等（学校教育法第十六条に規定する保護者（法人である未成年後見人、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第三十三条の二第一項、第三十三条の八第二項又は第四十七条第二項の規定により親権を行う児童相談所長、同条第一項の規定により親権を行う児童福祉施設の長、民法（明治二十九年法律第八十九号）第八百五十七条の二第二項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人及び児童又は生徒がその就学に要する経費の負担を求めることが困難であると認められる保護者を除く。以下この項において同じ。）及び他の者（児童又は生徒に保護者がいない場合であって当該児童又は生徒が主として当該他の者の収入により生計を維持しているときに限る。））から委任を受けた学校設置者に対する就学支援金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答

別表第一中「別表第一第六号」を「別表第一第十号」に、「別表第一第七号」を「別表第一第十一号」に、「別表第一第八号」を「別表第一第十二号」に、「別表第一第九号」を「別表第一第十三号」に、「別表第一第十号」を「別表第一第十四号」に、「別表第一第十一号」を「別表第一第十五号」に、「別表第一第十二号」を「別表第一第十六号」に、「別表第一第十三号」を「別表第一第十七号」に、「別表第一第十四号」を「別表第一第十八号」に、「別表第一第十五号」を「別表第一第十九号」に、「別表第一第十六号」を「別表第一第二十号」に、「別表第一第十七号」を「別表第一第二十一号」に、「別表第一第十八号」を「別表第一第二十二号」に改める。

別表第二条例別表第二教育委員会の項第一号の規則で定める事務の項を次のように改める。

条例別表第二教育委員会の項第一号の規則で定める事務	一 奈良県高等学校等奨学金貸与条例（平成十四年三月奈良県条例第四十九号）第二条第一項の規定による奨学金の貸与の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 奈良県高等学校等奨学金貸与条例第二条第一項の規定による奨学金の貸与を受けた者若しくはその連帯借受人又はこれらの相続人の生存の事実又は氏名若しくは住所の変更の事実の確認 三 奈良県高等学校等奨学金貸与条例第八条第一項の規定による奨学金の返還債務の履行の猶予又は同条例第九条の規定による返還債務の免除の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
---------------------------	--

別表第二条例別表第二教育委員会の項第一号の規則で定める事務の項の次に次のように加える。

条例別表第二教育委員会の項第二号の規則	国立又は公立の高等学校等に在学する生徒又は学生の保護者等に対する奨学のための給付金の支給の申請の受理、
---------------------	---

則で定める事務	その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答
条例別表第二教育委員会 の項第三号の規則で定める事務	一 高等学校等を退学した後、再び奈良県内の公立の高等学校等で学び直す者に対する高等学校等就学支援金に相当する支援金の受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答 二 前号の認定を受けた者の保護者等の収入の状況の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答

別表第二中「別表第二教育委員会の項第二号」を「別表第二教育委員会の項第四号」に、「特別支援学校等」を「奈良県内の特別支援学校等」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。